

## 地方公共団体等からの主な要望事項について

平成 28 年 1 月

※本資料は第 40 回審査会（平成 27 年 1 月 28 日）以降現時点までに文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目をまとめたものである。

### 1. 精神的損害に係る賠償

- 被害者が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを賠償すべき損害であることを指針として示すこと。

### 2. 営業損害及び風評被害、就労不能損害に係る賠償

- 平成 27 年 3 月以降の避難指示区域内における商工業等に係る営業損害の一括賠償については、既に請求手続が開始されたところであるが、いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圈の喪失等に伴う損害を含め、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。
- 避難指示区域内の農林業に係る営業損害の賠償について、多くの生産者が、長期間の不耕作による農地の荒廃などにより、将来の農業経営に対する懸念を強めている現状を踏まえ、被害者が生活や事業の再建を見通すことができるよう、包括請求期間経過後の平成 29 年 1 月以降の賠償に関する考え方を早急に明示させること。
- 平成 27 年 8 月以降の避難指示区域外における商工業等に係る営業損害（風評被害）の一括賠償については、既に請求手続が開始されたところであるが、原子力発電所事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。
- 避難指示区域外における農林水産業に係る営業損害については、依然として出荷制限や風評により県内全域で被害が発生している状況をしっかりと踏まえ、十分な賠償が確実に継続されるようにすること。
- 個別事情に基づく就労不能損害  
被害者の個別具体的な実情に基づき賠償するとしているが、しっかりと個別事情を斟酌して賠償されるよう改善すること。

### 3. 財物損害に係る賠償

- 現状の財物の損害の状況を踏まえ、かつ、裁判外紛争解決手続きと同等に、財物の価値が原発事故により完全に失われていることを認め、避難指示解除の時期にかかわらず全損扱いとすること。

### 4. 避難指示解除後の賠償が継続する相当期間

- 原子力損害賠償紛争審査会において関係市町村から意見を聴取するなど、避難指示区域の現状をしっかりと把握した上で、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確実に確保させること。

### 5. 中間指針等の見直し

- 避難指示区域内外に関わらず同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償をすべき旨を指針として示すこと。

### 6. ADRセンターの和解仲介手続

- 原子力損害賠償紛争審査会は、原賠法 18 条 2 項 1 号によって定められた審査会の和解仲介業務として、浪江町原発ADR集団申立事件に関し、仲介委員が平成 26 年 3 月 20 日に提示した和解案の内容をふまえ、東京電力が和解案を受諾するよう適切な措置を講じること。
- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実、迅速に賠償がなされるべきものであることから、住民や地域、市町村に混乱を生じさせないように、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。

### 7. その他損害に係る賠償

- 帰還困難区域や居住制限区域、避難指示解除準備区域はもとより、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に行わせること。

## 地方公共団体等からの要望事項(詳細版)

※第40回審査会(平成27年1月28日から現時点までに文部科学省に寄せられた要望をとりまとめたもの  
(同趣旨のものは代表的なものを記載している))

### 要望・陳情の内容

#### 1. 精神的損害に係る賠償

被害者が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊、従来 of 平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを賠償すべき損害であることを指針として示すこと。

帰還等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

中間指針では、生活費増加分と精神的損害を合わせて月10万円としているが、生活費増加分と被災・避難の実態に見合った精神的損害の増額を図ること。原発事故に伴って生じたその他の精神的損害についても追加すること。  
また、国が目標とする1mSv/年に達するまでや避難が継続している間は、精神的損害の賠償を継続すること。

第四次追補は、「故郷喪失慰謝料700万円」について帰還困難区域に限定したことや、原発立地町とそれ以外の自治体間格差により避難町民の間で確執が生じている。「原子力災害による長期避難」の実態を踏まえ、帰還困難区域以外も対象にし、格差を無くすこと。

長期間にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償について、賠償の対象となる地域の設定に当たっては、地域の実情や住民、市町村の意向を十分に踏まえ、混乱や不公平が生じないようにさせること。

長期間にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償について、一律の賠償額を超える個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応させること。

#### 2. 営業損害及び風評被害、就労不能損害に係る賠償

平成27年3月以降の避難指示区域内における商工業等に係る営業損害の一括賠償については、既に請求手続が開始されたところであるが、いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圏の喪失等に伴う損害を含め、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。

避難指示区域内の農林業に係る営業損害の賠償について、多くの生産者が、長期間の不耕作による農地の荒廃などにより、将来の農業経営に対する懸念を強めている現状を踏まえ、被害者が生活や事業の再建を見通すことができるよう、包括請求期間経過後の平成29年1月以降の賠償に関する考え方を早急に明示させること。

与党第5次提言では、平成27年度と28年度の2年間で、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間としているが、真に事業者の事業再建が図れるよう、国がしっかりと取り組むとともに、相当因果関係のある損害が継続する間は、東京電力に賠償を確実に行わせること。

事業の再建を図るために必要となる農地や店舗、機械設備等の事業用資産の再取得等に要する費用など、帰還、移転等に伴う追加的費用について、確実に賠償を行わせること。

## 地方公共団体等からの要望事項(詳細版)

※第40回審査会(平成27年1月28日から現時点までに文部科学省に寄せられた要望をとりまとめたもの  
(同趣旨のものは代表的なものを記載している))

| 要望・陳情の内容  |
|---|
| 平成27年8月以降の避難指示区域外における商工業等に係る営業損害(風評被害)の一括賠償については、既に請求手続が開始されたところであるが、原子力発電所事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。                 |
| 避難指示区域外における農林水産業に係る営業損害については、依然として出荷制限や風評により県内全域で被害が発生している状況をしっかりと踏まえ、十分な賠償が確実に継続されるようにすること。  |
| 事業者等が実施する風評被害を最小にとどめるための情報発信や自主検査等の対策に要する費用(機器の購入やリース等を含む)について、確実に賠償を行わせること。  |
| 観光業における風評被害について、東京電力株式会社において真摯かつ丁寧に賠償請求に応じるよう、国の責任において強く指導すること。また、農林漁業者への賠償については、速やかに賠償金を支払うとともに、今後新たな事態が生じた場合には適切に対応するよう、引き続き国から東京電力株式会社に強く指導すること。       |
| 就労不能損害について、被害者の個別具体的な実情に基づき賠償するとしているが、しっかりと個別事情を斟酌して賠償されるよう改善を要望する。   |
| <b>3. 財物損害に係る賠償</b>   |
| 現状の財物の損害の状況を踏まえ、かつ、裁判外紛争解決手続きと同等に、財物の価値が原発事故により完全に失われていることを認め、避難指示解除の時期にかかわらず全損扱いとすること。   |
| 除染やインフラ復旧の遅れ等に伴う避難指示の長期化により、既に解除された区域も含めて、多くの住民が避難を継続している被災地の実情をしっかりと受け止め、管理や使用が困難となった財物の価値の減少や喪失等について、被害者の生活や事業の再建を最優先にする観点から、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行わせること。 |
| 住居確保に係る損害の賠償について、被害者が生活再建の見通しを立てることができるよう、帰還、移住のいずれの場合においても、被害者一人一人の事情に応じた賠償が柔軟かつ迅速になされるようにすること。  |
| 住居確保に係る損害の賠償について、移住先における宅地の取得費用の算定に当たっては、地価の動向を踏まえ、柔軟に対応させること。  |
| 住居確保に係る損害の賠償においては、賠償の対象となる費用や賠償額の算定方法等について、全ての被害者に分かりやすく丁寧に説明すること。  |

## 地方公共団体等からの要望事項(詳細版)

※第40回審査会(平成27年1月28日から現時点までに文部科学省に寄せられた要望をとりまとめたもの  
(同趣旨のものは代表的なものを記載している))

| 要望・陳情の内容  |
|---|
| <h3>4. 避難指示解除後の賠償が継続する相当期間</h3>   |
| <p>避難指示解除後の賠償が継続する相当期間について、原子力損害賠償紛争審査会において関係市町村から意見を聴取するなど、避難指示区域の現状をしっかりと把握した上で、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確実に確保させること。</p>          |
| <h3>5. 中間指針等の見直し</h3>   |
| <p>避難指示区域内外に関わらず同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償をすべき旨を指針として示すこと。</p>   |
| <p>被害者の生活や事業の再建につながるよう、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを行うことはもとより、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った的確かつ迅速な賠償について、東京電力を指導すること。</p>  |
| <p>出荷制限等による直接的な被害や風評被害に加え、事業継続のために必要な生産サイクルの回復や消費者の信頼回復に向けた取組等を含めた全ての損害について、十分な賠償が被害の発生する限り完全かつ速やかに行われるよう、被害の実態及びADRでの和解内容等を踏まえて中間指針の見直しを行うなど、必要な措置を講じること</p> |
| <p>賠償指針・基準の見直しについて、被災地域について一律の対応とするのではなく、双葉町の被害実態に即した賠償がなされるよう、強く求めます。</p>  |
| <h3>6. ADRセンターの和解仲介手続</h3>  |
| <p>原子力損害賠償紛争審査会は、原賠法18条2項1号によって定められた審査会の和解仲介業務として、浪江町原発ADR集団申立事件に関し、仲介委員が平成26年3月20日に提示した和解案の内容をふまえ、東京電力が和解案を受諾するよう適切な措置を講じてください。</p>                          |
| <p>ADRセンター総括委員会は、ADRセンター総括委員会運営規程6条1項5号に基づき、和解仲介手続に関する重要な事項として、浪江町原発ADR集団申立事件に関し、仲介委員が平成26年3月20日に提示した和解案の内容をふまえ、東京電力が和解案を受諾するよう適切な措置を講じてください。</p>             |
| <p>原子力損害賠償紛争審査会は、本要請書に記載している浪江町がおかれている厳しい現状と長期避難を強いられている町民の心情を、あらためてご認識いただくよう、被災地の現地調査を実施してください。</p>  |

## 地方公共団体等からの要望事項(詳細版)

※第40回審査会(平成27年1月28日から現時点までに文部科学省に寄せられた要望をとりまとめたもの  
(同趣旨のものは代表的なものを記載している)

| 要望・陳情の内容  |
|---|
| <p>原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介において、多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実、迅速に賠償がなされるべきものであることから、住民や地域、市町村に混乱を生じさせないよう、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。</p>  |
| <p>「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、迅速に賠償を行うとともに、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず直接請求によって、一律に対応させること。</p>  |
| <p>「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。</p>   |
| <p><b>7. その他損害(自主的避難等、旧緊急時避難準備区域、地方公共団体への賠償、除染等)に係る賠償等</b></p>  |
| <p>帰還困難区域や居住制限区域、避難指示解除準備区域はもとより、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に行わせること。</p>   |
| <p>自主的避難等に係る賠償に関して、損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。</p>  |
| <p>原発事故で生じた地方自治体の損害について、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に則り、迅速かつ十分な賠償が確実になされるよう、東京電力株式会社に対し指導すること。</p>  |
| <p>県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償を行わせること。原子力発電所事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行わせること。市町村の復興をさらに加速させる観点から、現実に喪失し又は減少した財物の価値や避難指示等によって長期間管理不能となった庁舎等の修繕費用等、地方公共団体の財物の賠償については、県や市町村等の意向を十分に踏まえた賠償の基準を国が前面に立って早急に示し、賠償金の支払を速やかに開始させること。</p> |
| <p>自主的除染に係る費用の賠償については、放射性物質による環境の汚染に対する不安を緩和するため自ら除染せざるを得なかった個人や事業者の事情を十分に踏まえた上で、被害者からの請求に柔軟かつ丁寧に対応させること。</p>   |

## 地方公共団体等からの要望事項(詳細版)

※第40回審査会(平成27年1月28日から現時点までに文部科学省に寄せられた要望をとりまとめたもの  
(同趣旨のものは代表的なものを記載している))

| 要望・陳情の内容   |
|--|
| 20km圏内外の格差(旧緊急時避難準備区域と避難指示区域の格差)を埋める賠償及び生活支援制度の創設、村が単独で帰村への取組に要した費用の財政支援、併せて解除に伴い帰村した住民への新たな生活支援を要望いたします。  |
| 「中間指針第四次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。   |
| 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求への迅速な対応など被害者優先の親身な賠償を行わせること。   |
| <b>8. その他</b>  |
| 原子力損害賠償に係る東京電力株式会社への指導強化について   |
| 東京電力「福島復興本社」の機能強化はもとより、本県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行うとともに、「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を社員一人一人に厳守させるようにすること。   |
| 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、賠償請求未了者への請求手続の周知と相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行わせること。   |
| 営業損害等に対する賠償において、同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を周知するとともに、被害者に分かりやすく説明させること。   |
| 中間指針の見直し等の諸課題に対し、国は責任をもって対応することを強く要望する。また、被災実態を十分参酌し賠償基準の改定を早急に要望するものである。今後は、東京電力(株)の判断で賠償に格差が出ないようにすること。従って、原子力損害賠償紛争審査会が独自に精神的損害、財物賠償指針の見直しのため福島県原子力損害賠償対策協議会や日本弁護士連合会による検証機関を設置し原子力損害賠償紛争審査会に意見を反映出来るようにすること。 |
| 原子力損害賠償紛争審査会は、原賠法18条2項の和解仲介業務を実現するため、原賠法18条2項3号に基づき、浪江町の被災地調査、仮設住宅などの避難地調査などの現地調査を実施してください。  |
| 将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないようにすること。  |
| 減収分等に対して支払われる賠償金の税制上の取扱いについては、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映したものとすること。   |
| 国の全責任の下で、迅速な賠償はもとより、住宅確保や就労の支援、事業再開や転業等のための支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。  |